

コーポレート・ガバナンスの充実


基本的な考え方

当社は、ガバナンス体制とリスクマネジメント力のより一層の強化を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築に取り組んでいます。コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の効率性・透明性を確保することが企業価値を高め、株主をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えています。

東洋建設 コーポレートガバナンス・ガイドライン

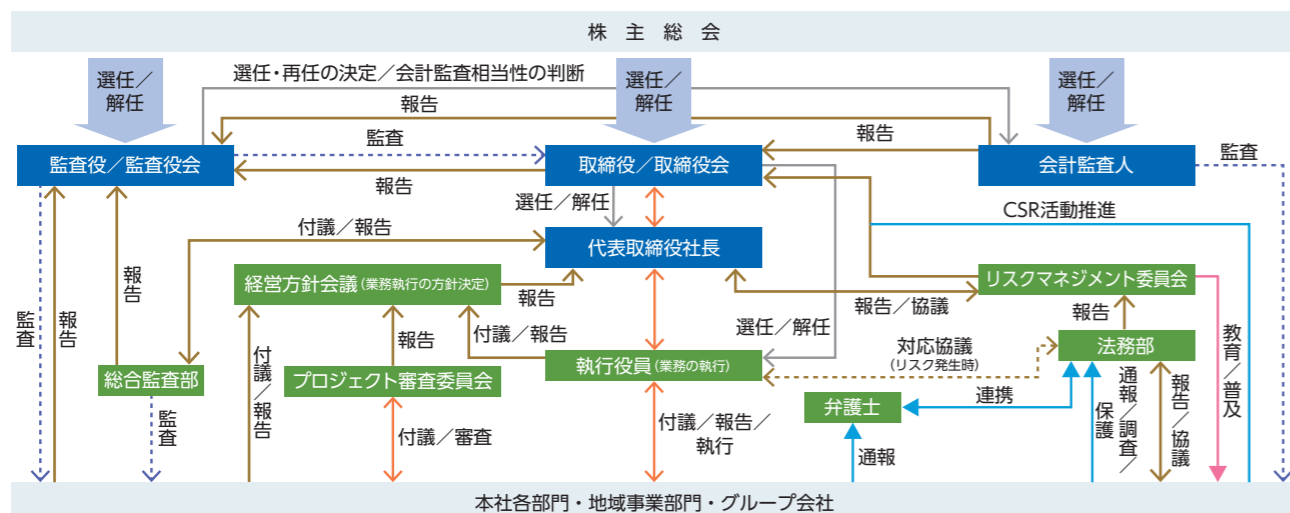
当社では、2015年11月に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定しました。経営理念の実現を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値を高め、ひいては株主の皆様をはじめとするステークホルダー共同の利益に資するためのコーポレート・ガバナンスに関する指針を定めたものです。

このガイドラインは株主の権利・平等性の確保、ステークホルダーの皆様との適切な関係、取締役会の有効性などを柱に全6項目から構成され、当社ホームページで公開しています。

 [東洋建設 コーポレートガバナンス・ガイドライン](http://www.toyo-const.co.jp/company/governance)
http://www.toyo-const.co.jp/company/governance

コーポレート・ガバナンス体制図

(2019年6月27日現在)



コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査役会設置会社として、株主総会、取締役および取締役会、監査役および監査役会、会計監査人の各機関のほか、総合監査部を置いています。当社の経営に係る重要事項については毎月1回開催する取締役会ならびに必要なに応じて開催される臨時取締役会において審議、決定され、各取締役による業務執行の監督を行っています。この取締役会は社外取締役2名を含む全取締役と社外監査役3名を含む全監査役によって構成されています。

また、経営環境の変化に迅速に対応し、業務運営の効率化を図るため、取締役会のほかに業務執行の方針を協議決定する経営方針会議を毎月2回開催しています。

取締役候補者指名の方針と手続き

当社の取締役候補者の指名は、経営の意思決定に必要な広範な知見を備え、経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績を有することなどに基づき行っています。また、取締役のうち2名以上を独立社外取締役とすることを基本方針としています。


候補者は、代表取締役2名および社外取締役1名から構成される「役員指名・報酬委員会」において、上記方針に基づき協議を行ったうえで取締役会の承認により決定します。

報酬の算定方法の決定手続き

- 株主総会で承認された限度額内において、取締役の報酬等については、代表取締役2名および社外取締役1名から構成される「役員指名・報酬委員会」の協議を経たうえで取締役会の承認により、また監査役の報酬等については監査役の協議結果により、それぞれ毎年決定しています。業績連動型株式報酬は、3事業年度における業績評価対象期間に対し170百万円を上限として信託を設定し、本信託により最大360千株を取得のうえで業績評価ポイントに応じて取締役等に交付されます。
- 業績連動報酬とそれ以外の報酬の支給割合の決定に関する方針は、取締役に対する持続的な企業価値向上への適切な動機づけ、株主との価値共有ならびに優秀な経営人材の獲得および確保に資することを目的とし、会社業績向上のためのインセンティブ付与、短期的な業績向上のみに偏重した不適切なリスクテイクの防止、中長期的視点での経営実現の各要素のバランスを確保することです。その観点で踏まえ基本報酬、業績報酬、業績連動型株式報酬の3つから構成されており、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬は基本報酬のみとしています。
- 業績連動報酬の指標は、業績報酬は企業業績のほか、当該取締役に係る部門業績および個人業績を指標としており、それぞれ年度計画に定める目標の達成度および寄与度としています。業績連動型株式報酬は、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的に、連続する3事業年度からなる評価対象期間の毎年の連結営業利益、工事安全成績等を指標とし、評価対象期間終了後に交付するものとしています。

なお、業績連動報酬の指標として重要視する連結営業利益は、2019年3月期においては、目標8,200百万円に対し、実績は7,815百万円となりました。

※当社のコーポレート・ガバナンス情報については、以下の報告書で詳しく記載しています。

 [コーポレート・ガバナンス報告書](https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2019/06/corp_gov_20190627.pdf)
https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2019/06/corp_gov_20190627.pdf

取締役および担当職務一覧

1	武澤 恭司	代表取締役社長執行役員社長
2	森山 越郎	代表取締役執行役員副社長 土木事業本部管掌
3	川逮 正和	取締役執行役員副社長 建築事業本部管掌
4	平田 浩美	取締役専務執行役員 建築事業本部長兼安全環境部管掌
5	敷下 貴弘	取締役常務執行役員 経営管理本部長兼CSR担当
6	大林 東壽	取締役常務執行役員 土木事業本部長兼安全環境部管掌
7	福田 善夫	取締役(社外取締役)
8	吉田 豊	取締役(社外取締役)

第97回定時株主総会(2019年6月27日開催)にて就任。

当社は執行役員制度を導入しており、会社の業務執行に対する責任と権限を委嘱し、業務執行の迅速性および機能性の向上を図っているほか、取締役を兼務しない執行役員を22名選任しています。

2名の社外取締役は全員、東京証券取引所規則に基づく独立役員として届け出を行っています。なお、社外監査役全員(3名)も届け出を行っており、取締役および監査役に占める独立役員の割合は40%強となっています。(12名中の5名)

取締役、監査役の報酬額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	業績連動型株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	219	177	34	8	9
監査役(社外監査役を除く)	15	15	—	—	1
社外役員	54	54	—	—	7

人数および金額には、2018年6月28日開催の第96回定時株主総会にて退任した取締役3名(うち社外取締役1名)、社外監査役1名を含んでいます。

社外役員の活動状況

役職	氏名	取締役会(21回)		監査役会(19回)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	福田 善夫	21回	100%	—	—
取締役	吉田 豊	15回	100%	—	—
常勤監査役	丁子谷 淳	21回	100%	19回	100%
常勤監査役	染河 清剛	15回	100%	13回	100%
監査役	牧瀬 充典	20回	95%	19回	100%

吉田豊氏、染河清剛氏は2018年6月28日開催の第96回定時株主総会で選任されたため、就任後の開催回数によります。

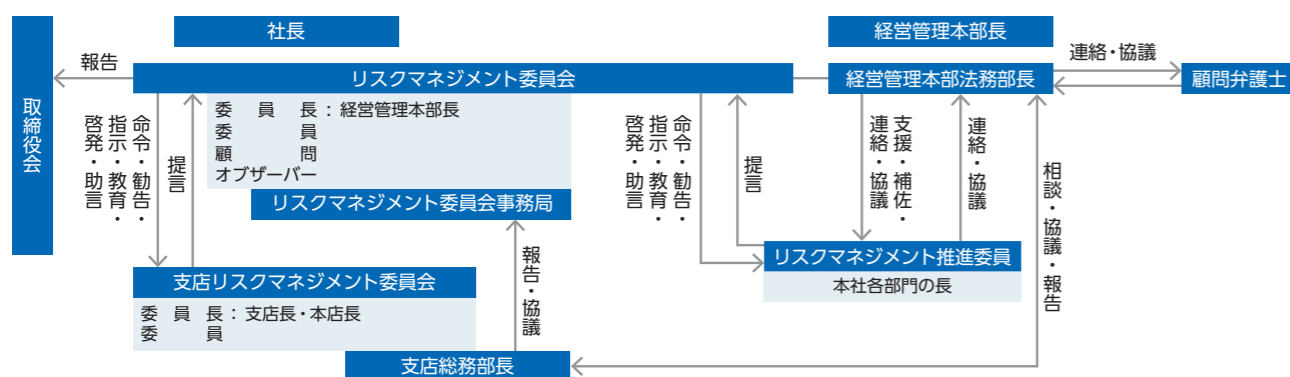
リスクマネジメント

リスクマネジメント

当社は、コンプライアンス遵守を基本に、会社の持続的発展を阻害する要因を排除または低減させることをリスクマネジメントと位置づけています。

経営を取り巻くリスクに対し、本社に設置する「リスクマネジメント委員会」を中心として様々な活動に取り組んでいます。

リスクマネジメント体制



リスクモニタリング

リスクへの取り組みは資料やデータ収集に留まらず、法務部が本社の各部門、支店や営業所、作業所を巡回して、各種資料の現認やヒアリングにより会社全体に影響するリスクが存在しないかを確認しています。リスクが発見された場合、リスクマネジメント委員会に報告し、全社的対応がとれる体制となっています。モニタリング時には併せてコンプライアンス調査もを行い、コンプライアンス遵守状況のチェックならびに指導、教育も行っています。

リスクモニタリング開催実績

対象	2016年	2017年	2018年
本社	—	2回	2回
支店	3回	6回	1回
営業所	8回	10回	7回
作業所	5回	19回	5回
関係会社	8回	9回	4回
計	24回	46回	19回

リスクマネジメント委員会

当社は、会社の持続的成長とコンプライアンスの徹底を図るため、本社に「リスクマネジメント委員会」を設置しています。同委員会は経営管理本部長を委員長とし、経営リスクの拾い出し、評価、対応をまとめたリスク項目管理表の監修をはじめ、グループ全体のリスク防止策の提言、コンプライアンス方針の策定・改定などリスクマネジメント活動に関する検討や方針の策定などを行い、定期的に取り締り会へ報告しています。

事業継続計画 (BCP) への取り組み

当社は、大規模地震、洪水等を想定し、従業員およびその家族、顧客、地域住民の安全確保、二次災害の防止を最優先に行うとともに、社会貢献と顧客に対する復旧・事業継続の支援を行うために本社および全国の本支店において災害時の事業継続計画を策定しています。災害発生時においては、地域と協調し、作業所用地や仮設トイレの提供等を計画しています。また、全国の自治体との災害時応援協定を締結し、社会インフラの迅速な災害復旧支援体制を確保しています。

海外での安全対策の取り組み

近年世界的に拡散するテロの脅威から、従業員・家族の身の安全を守るため、駐在国ごとに日頃の安全対策と緊急時の対応をまとめたマニュアルを策定し、駐在員および関係者に周知しています。

また、海外における様々なリスクに対応するため、現地では日本大使館や国際協力機構 (JICA) と情報交換を密に行い、現地と本社・国際支店が連携し海外支援体制を整備しています。

コンプライアンス

コンプライアンスの基本方針

当社は、法令遵守とステークホルダーの信頼確保をコンプライアンス基本方針としています。国内外の法令の遵守は事業活動の基本であることは無論のこと、社会常識や道徳に照らしてもステークホルダーの信用や信頼に応えられる企業活動を行うことが、役職員の責務であると考えています。

コンプライアンスの啓蒙と教育

当社は、階層別研修等を利用したコンプライアンス研修の実施やコンプライアンス推進強化月間の設定、毎年役員クラスを対象とした研修や、営業を管掌または職掌とする役職員を対象とした独占禁止法違反行為の防止を目的とした研修、海外事業に携わる職員を対象とした外国公務員贈賄防止研修を実施するなど、全役職員に意識の高揚と啓蒙を図っています。

教育面では、グループ全体のコンプライアンスに関する意識と知識の向上を目的として、2017年7月からグループ会社を含む全役職員を対象に、インターネットを利用したコンプライアンスに関するe-ラーニングを実施しています。一般的なコンプライアンスに関するものから個別法令に関するものまで、幅広い範囲の問題を出題しており、2018年度の実施率は98.8%と高い取り組み結果となっています。

コンプライアンス研修開催実績

研修種別		2016年	2017年	2018年
新入社員 ※キャリア採用含む	参加(名)	47	60	61
	回数(回)	2	2	4
階層別	参加(名)	146	131	144
	回数(回)	6	6	6
経営者層 ※役員、支店長、本社部長ほか	参加(名)	15	48	46
	回数(回)	1	1	1
営業担当者	参加(名)	62	52	38
	回数(回)	2	2	1
国際支店	参加(名)	21	32	19
	回数(回)	1	1	1

コンプライアンスマニュアル

当社は、「経営理念」「行動規範」のもと、具体的に業務を遂行するうえで対応を求める「行動指針」を定めており、イントラネットで社内公開しています。また、このマニュアルを年1回全職員が通読し、コンプライアンスの行動確認と意識の定着に努めています。

公正な取引の推進

当社は、刑法・独占禁止法などに違反する行為の禁止およびダンピング受注の排除に取り組み、公正かつ自由な競争を推進しています。具体的にはイントラネットでの役職員の行動予定・実績の管理、同業他社との接触の事前承認、営業を管掌または職掌とする役職員へのコンプライアンス研修の実施、コンプライアンスに関する定期的な調査など透明性確保に取り組んでいます。

また、事業活動における取引については、取引先と公正な契約の締結を行い、役割分担と責任範囲の明確化を図るなど適正な生産体制の構築に取り組んでいます。

コンプライアンス調査実績

	対象	2016年	2017年	2018年
本社	回数(回)	—	2	2
	対象人数(名)	—	4	4
支店	回数(回)	2	6	1
	対象人数(名)	10	31	7
営業所	回数(回)	7	9	9
	対象人数(名)	15	19	14
計	回数(回)	9	17	12
	対象人数(名)	25	54	25

内部通報制度

当社では、グループ会社を含め法令違反や不正行為等を知った役職員から、通報を受け付ける社内窓口および社外の弁護士受付窓口を設置しています。内部通報制度は、公正で透明性の高い企業文化を育み、企業としての自浄作用を健全に発揮するための重要な方策のひとつと位置づけ、実効性向上に努めています。継続的な周知活動と制度の充実を推進するとともに、通報者を保護し、不利益な扱いを社内制度で禁じています。

投資家との対話

当社は株主、投資家、お客様などすべてのステークホルダーに対して積極的な情報開示に努めています (P.10参照)。なかでもアナリストなどを対象とした決算説明会 (年2回) や現場見学会の開催、機関投資家・アナリストとの個別面談、個人投資家向けセミナーにも積極的に参加しています。なお面談時に頂いたご意見は経営者に伝えており、当社の中長期的な経営方針等の策定に際して参考としています。